

事 業 計 画 書 目 次

[財政局]

19款1項16目 工業用水道事業会計繰出金

(単位:千円)

計画書頁	事 業 名	令和8年度		令和7年度		増△減(8-7)		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
40	児童手当補助金	2,952	2,952	2,952	2,952	0	0	
	計	2,952	2,952	2,952	2,952	0	0	

令和8年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1
歳出予算科目	一般会計	19 款 1 項	16 目	政策群番号	99	施策群番号 90
事業名称	児童手当補助金					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	2,952	0	0	0	0	2,952
令和7年度	2,952	0	0	0	0	2,952
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	1,704	2,376	2,952	2,952	2,952
予算 市債+一般財源	1,704	2,376	2,952	2,952	2,952
決算 事業費	1,040	1,100			
決算 市債+一般財源	1,040	1,100			

事業概要 (アクティビティ)	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
	実績							
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
	実績							
事業目的	繰出基準に基づき、工業用水道事業会計に繰出しを行うことにより、経営基盤の強化を図ります。							
背景・課題	総務省繰出金通知により、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費の一部について一般会計が負担することとされています。							
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和7年4月1日総財公第28号「令和7年度の地方公営企業繰出金について（通知）」							
根拠・データ等	児童延べ人數=216人 【繰出基準】 ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費の5分の3 イ 3歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に係る給付に要する経費							
事業スケジュール	年間の児童手当支給額を基に、年度末に一括補助							
事業開始年度	平成12年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 児童手当補助金	2,952	2,952	0	
	細事業合計	2,952	2,952	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 足利 有喜	係長 大濱 隆	
--	----------	---------	--